

北海道学芸職員部会入会申込書

平成 年 月 日

北海道博物館協会学芸職員部会に加入したいので、本申込書を提出します。またあわせて北海道博物館協会学芸職員部会メーリングリストの登録も申請します。

① 氏 名 _____

② 所 属 _____

③ 所属所の住所 〒 _____

④ 電話番号 _____

⑤ F A X 番号 _____

⑥ E-mail _____

*メーリングリストに登録するアドレスをご記入ください。部会からの連絡はすべてこのメーリングリストを通じて行われるので、頻繁にご覧になるアドレスをお願いします。

*本会の規約を添付しますので、ご一読ください。

★会費入金について

年会費は1,000円になります。郵便局に備え付けの「払込取扱票」に必要事項をご記入の上、次のページの記入例を参考の上、下記の口座番号にお振込みください。

■口座番号：02700-0-100885

■加入者名：北海道博物館協会学芸職員部会

*銀行振込をご希望の場合は以下の口座をお願いします。なお、その際は入金した旨を事務局まで電話ないしはメールでお知らせください。また請求書が必要な場合は、事務局までメール・FAX・電話にてお知らせください。

★銀行口座：北洋銀行根室支店（店番：082）口座番号 普通3572875

★名 義：北海道博物館協会学芸職員部会 事務局 猪熊樹人

<お申込み・お問合せ先>

北海道博物館協会学芸職員部会 事務局 猪熊 樹人

〒087-0032 北海道根室市花咲港 209 根室市歴史と自然の資料館

tel/fax: 0153-25-3661

E-mail inokuma.shigeto@city.nemuro.hokkaido.jp

*本申込書の送付方法はE-mail、FAX、郵送のいずれでも構いません。

郵便局でお振込の場合の「払込取扱票」記入例

払込取扱票											
00		口座記号・番号はお間違えのないよう記入してください。									
口座記号				口座番号 (右詰めで記入)				金額		千 百 十 万 千 百 十 円	
027000				100885				¥1000			
加入者名 北海道博物館協会学芸員部会							料金		備考		
通 信 欄 平成26年度会費											
〒000-0000 札幌市北区00条00番地 ☆☆博物館 学芸太郎 様 (ご連絡先電話番号 000-000-0000)											
日 附 印											

各票の※印欄は、ご依頼人様においてご記入ください。

裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)
これより下部には何も記入しないでください。

こちらも記入ください!

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	027000		100885	
加入者名	北海道博物館協会学芸員部会			
金額	¥1000			
おなまえ	学芸太郎 様			
ご依頼人	学芸太郎 様			
料 金	日 附 印			
備 考				

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。
切り取らないでお出ください。

この受領証は、大切に保管してください。

北海道博物館協会学芸職員部会規則

- (名称)
第 1 条 この会は、北海道博物館協会学芸職員部会とする。
- (組織)
第 2 条 この会は、北海道博物館協会の会員、及びこの会の趣旨に賛同するものをもって組織する。
- (目的)
第 3 条 この会は、会員相互の連携を図り、博物館に関する専門的調査、研究をすることを目的とする。
- (事業)
第 4 条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1 博物館に関する専門的調査、研究
2 会員相互の情報交換
3 その他本会の目的達成に必要な事業
- (役員)
第 5 条 この会に次の役員を置き、事務局長宅に事務局を置く。
1 部会長 1名
2 副部会長 2名
3 事務局長 1名
4 幹事 若干名
5 監事 2名
- (役員職務)
第 6 条 部会長は、この会を代表し会務を掌握する。
副部会長は、部長を補佐し、部会長事故あるときは、その事務を代理する。
事務局長は、会計・庶務を処理する。
幹事は、会務を執行する。
監事は、この会の会計を監査する。
- (役員会)
第 7 条 部会役員会は、部会長、副部会長、事務局長、幹事、監事をもって構成する。
第 8 条 部会役員会は、会長の承認を受け、部会長が召集し、次の事項を審議する。
1 予算及び決算についての事項
2 事業についての計画及び報告
3 その他の会務の執行についての事項
- (役員の選出)
第 9 条 部会役員は、すべて部会の総会において選出する。
第 10 条 部会役員任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。
- (総会)
第 11 条 部会の定期総会は、会長の承認を受け、部会長が召集し年 1 回開催する。なお部会長が必要と認めるとき、または部会員の 3 分の 1 以上の要求があれば、臨時総会を開かなければならない。
第 12 条 部会の総会は、会員の 3 分の 1 以上の出席がなければ成立しない。ただし、委任状をもって代えることができる。
第 13 条 部会の総会の決議は、出席者の 2 分の 1 以上の賛成を得なければならない。
- (会計)
第 14 条 この会の会計年度は、当年度の総会日に始まり、翌年度の総会前日に終わる。
- (経費)
第 15 条 この会の経費は、会員の会費・助成金及びその他の収入をもって充てる。
- (会費)
第 16 条 会員の会費は、次のとおりとする。
年額 1,000 円
会費が 2 年間未納の場合は、退会となる旨を通知し、それでも会費未納の場合は年度末をもって退会とする。
- (その他)
第 17 条 この会を施行するために必要な細則は、部会役員会において定め、協会役員会に報告するものとする。
- 附則 この会則は昭和 52 年 7 月 28 日から施行する。
平成 3 年 7 月 23 日 一部改正
平成 5 年 7 月 7 日 一部改正
(副部長を 2 名体制にする)
平成 20 年 9 月 25 日 一部改正
(第 2 条、第 16 条)
平成 23 年 11 月 9 日 一部改正
(第 5 条、第 14 条)

